

建設水道常任委員会

平成20年9月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○宮崎 和彦	吉野 俊明
紀 良治	西谷 剛周	浦野 圭司
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	建 設 課 長	加藤 保幸
同 課 長 補 佐	角井 敏文	観 光 産 業 課 長	川端 伸和
同 課 長 補 佐	井上 究	都 市 整 備 課 長	藤川 岳志
都 市 整 備 課 参 事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上 下 水 道 部 長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	佃田 眞規
下 水 道 課 長 補 佐	上田 俊雄		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 宮崎委員、吉野委員

委員長 みなさんおはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会
を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
はじめに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、宮崎委員、吉野委員のお二人を指名いたします。両委員
にはよろしく願いいたします。
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
初めに、本会議からの付託議案についてであります。
（1）議案第46号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請
負契約の変更についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 それでは、議案第46号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造
部長 工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。
まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

上下水道 それではまず、内容につきましてご説明申し上げます。3枚目に添
部長 付いたしております付近見取り図をご参照いただけますでしょうか。
平成18年12月20日付けで本契約を締結し、平成18年度から平
成20年度までの継続事業として取り組んでおります、斑鳩町水質改

善下水道事業第11処理分区龍田西污水幹線工事につきまして、平成20年10月31日の完成を目指し、工事を進めておりましたが、県道斑鳩三郷王寺線の地下埋設物を事前に調査いたしましたところ、奈良県営水道施設付近で、県営水道築造に伴う仮設物が道路内に残存していることを確認いたしました。この仮設物の一部撤去と回避するため急ぎよ、直線施工を予定いたしましたおりました区間を、曲線施工に切替え検討を進めましたことから、その地下埋設物調査及び関係機関との調整、施工協議等に日数がかかったことにより当初の工事日数に91日を加え、平成21年1月30日までの工期の延期をお願いするものでございます。また、立坑位置等の変更に伴い各立坑の構造やマンホールの構造等、それらに付随する工事を変更し執行いたしますことから、当初契約額に1,276万3,800円を加え、工事請負契約額を5億101万3,800円に増額変更をお願いするものでございます。それでは、恐れ入りますが、議案書の2枚目をお願いいたします。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

(議案書朗読)

上下水道 以上、議案第46号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事
部長 請負契約の変更についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜わり、何卒、原案どおりご承認いただけますよう、
お願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。西谷委員。

西谷委員 こないだから説明を、どうもようわからへんのは、県営水道の埋め
たときの仮設の地下埋設物があつて、そのために工期が延びてルー
ト変更っていうことで、余分に金がかかるっていうことで、今回その
工事請負契約変更なんです、その具体的にどのようなもんが入って
たのかということと、それと要は私は仮設っていうんやから当然工事が

済んだら、きちっとそれは撤去せなあかんもんやと思うんですが、その辺があるということはある意味では、県がちゃんと管理せんと放っておいた分を、今度は町がそのために町が余分な金を使わんなんというような解釈になると思うんですけど、その辺のところもうちょっとわかりやすく説明していただけますか。

上下水道
部長

ちょうど場所に申しますと、竜田工業と奈良医療品の間の県道の県道敷に県営水道のマンホールといいますか、ブランチ構造物がございます。その部分に元々調査しておりましたのは、その部分の基礎コンクリートを影響部分だけ破碎するための調査を進めておりましたが、実際その調査の段階で鋼材が残っておったということでございます。その鋼材が今のシールド工事の路線、ルートに影響するという事で県営水道とも色々と、もちろん県、そして道路管理者とも色々協議を進めておった状態でございますが、実際残っておったんは鋼材ですね、鋼材が残っておったと、具体的には鋼材が残っておったということです。この仮設物の撤去の問題につきましても、ご質問のとおり、ご質問ありました仮設の状況ですけども、現実にはその仮設物の特定ができない状況であったと、実際、色々さかのぼって12年前、平成8年ぐらいの話なんですけども、さかのぼって現場の担当者等も含めて相談、協議、現地の立会いしまして確認しました。道路管理の方にも残っておる資料を含めていろいろ確認した中で、結論的にはその仮設物の特定ができなかったというのが現状でございます。そして、現段階、そしたらそれを抜くこともできない状況でございますので、抜くことによって余計費用がかかるというようなことでございますので、現在迂回させたというようなことでございます。以上それが現状に至った状況でございます。

西谷委員

その仮設物の特定がでけへんかったというのは、特定いうのは何の特定ができなかったのですか。その品物が、仮設物が特定でけへんかったんか、それと仮設物をした人が特定でけへんかったんか、その辺は

どうなんですか。

上下水道
部長 その仮設物の所有、所有っていったらおかしいですけど、施工者の
特定ができなかったということです。

西谷委員 仮設物の所有者ができないというても、事業やったんは県営水道や
から県なんでしょ。だから責任はすべて、そら業者の、どこの業者の
仮設物かっていうのはわからないにしても、少なくともその工事をや
って、それを放ったらかしたっていうのは明らかに県の責任やないん
ですか。

上下水道
部長 たしかに委員おっしゃいますように県の責任であるということで深
く追求して水道局まで、トップまでいきました。しかしながらその時
点につきまして各資料を集めて確認したところ、それが特定できな
かったというのが事実でございます。

西谷委員 だから特定、県のその特定できなかったっていうのは僕らから言わ
したら責任逃れやし、せやのうて、どうであれその鋼材がですよ、仮
設物が所有が特定できなかってても、その工事をやった責任は県水の、
県の責任があるんやから、当然それは町からしたら県の責任において
要は仮設物をちゃんと元通りに撤去してもらうか、あるいはそれがで
けへんて言わはんねやったら、その分のお金を県から貰うっていうの
がこれが考え方としておかしいですかね。

副町長 それがその県道に埋設する地下構造物、これらについてはね、最終
的にどないしても撤去できないという面があります。そうした場合は
県の道路管理者とね、裁量において残すっていうことがあるんです、
現実には。それはもう町としてはですね、そのことを考えやんと県の責
任やということで今、部長が言いましたように追求してきたと、こう
いうことです。県におきましてはね、ご存知のように我々は県道を占

用するわけですね。そこをちょっと考えてほしいんです。で、県としては占用する場合、支障をきたしたら、支障をきたすような施工者がそれをやんなさいというような、町の占用でも一緒ですわね。そういうことがありますから、最終までどんどん詰めていくことにも難しさが現実あるわけですね。そういうことでちょっとご理解願いたい。何べんも言いますが、今部長も言いましたように、うちは県道の工事に対して、こういう仮設工作物が残っておったということは県がその裁量で残したということにもかかわらず、うちとしては県の責任を責めてきたと、これは事実でございますからね。最後になったら県はですね、まあそこまで言いませんよ県は、はっきり言って。あんた占用すんねさかい、支障あればその物件あんたで除けなさいいうとこまでいかなかった。けども県としても色々調べてくれました。そういう中でスムーズに町と県といけるように、県としてもがんばっていただいたということで、けどもあかんかったということの、この変更でございますから、その点ご理解していただきたいと思えます。

西谷委員　　今、副町長の言われるように、埋設するところは県道ですから最終的に県の、県道やから県の占用受けようと思ったら県の許可得やなあかんから、その中ではそういう条件がついても最終的にはいたしかたないっていうそういう判断やと思うんです。実際にそしたら逆に例えば県営水道やる時に町道やる場合に例えばこういう事例がこれまでにあったかどうかわかりませんが、そんな場合にはそしたら同じようにそしたら逆に県がそういうことを負担するっていう、双方そういう関係でいいんですかね。

副町長　　今も逆になると思うんですがね、町としては当然深く埋設するのは公共下水道だけやと思うんです。水道とかそんなんは1メートル20程度です。そんなえろう問題ないです。やはり今も公共下水道、そういうの各地でしてますけども、深い面については十分慎重に施工上その状況を見ながらですね、そういうことの起こらないように、町とし

ては今までやってきたということですので、仮にその仮設構造物を残さんなんということになれば、十分協議しながらその分をきちっと図面にのせて最後までよくわかるように処理したい、このように思います。

西谷委員 今の説明の中で、若干いたしかたないのかなというようなことを思うわけですが、ただこういうことが起こるっていうことは当然これからも公共下水道やっていく中ではこの1件で終わるって、また新たにそういうのがでてくる可能性っていうのはありますよね。

副町長 ないとは言えないと思います。けどもやはり設計時点においてね、十分とやっぱり調べるといふこと必要であるところのように思っておりますので、こういう事例があるということが更に設計時点においての検討ですね、更に精密的な面においての計画をしたいと、このように思います。

委員長 他にございませんでしょうか。 中川議長。

議長 今の質問に絡みまんねんけど、構造物から仮設物、その実際直線していく計画してたのは構造物からなんぼ位離れてましてんやろ。

上下水道部長 ちょうど構造物の先端ぐらいになると思います。その段階ではスペースがあると特定されていたエリアでございましたんで。

議長 いや、その基礎かなんか構造物ありましたんやろ。で、その横にないはずの仮設物が残ってましてんやろ。で、その下水の管入れる構造物と管入れる、何メートル位あいてたんかっていうことを聞いてますねんけど。

上下水道 約50センチ程度です。そういう状況でございました。

部長

議長

だから構造物があって、下水管が50センチ離れたところへ入れる計画やったと。そこに仮設物があったと。その仮設物を避けよう思ったらこれ今なんぼ迂回してまんの。

上下水道

部長

ちょうど北側のルートで、県道の北側ルートを直線でシールドする予定を約50メートルほど手前からカーブに変えて南側のルートに変更しています。そういう形でルート変更しています。

議長

北側から南もっていったん。

上下水道

部長

はい、そのとおりでございます。ですから手前で本来直線でいくところをカーブに切り替えてしていったという状況でございます。

議長

今後もそういうこと、今、西谷委員もおっしゃるように、またそういう可能性、出てくる可能性があると思いますんで、設計段階で構造物からはある程度離れたところへもう始めから設計すると、逃げとくということも必要ではないかなと思いますねんけど。

上下水道

部長

それにつきましては今議長おっしゃるとおり基本的にはそういう形で考えておりますねんけども、実際県道敷のほぼ八八、ブランチというのは構造物、マンホール構造物が出来上がっておりまして、その下に基礎C J Gコンパクトジェットグラウトというのがありまして、その基礎をつくるわけですね、1メートル80程度の柱みたいなものを。その柱の一部を破砕してスペースを確保してシールドで進む予定でございました。ですからその50センチ程その影響出たと、そういう部分でございましたんで、ですから、もともとからその一部を潰すという協議で県水とは進めておりました。そういう状況でございます。

議長

今後、可能性の少ないように設計段階で考慮していただきたいとお

願いしておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第46号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第47号、三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 それでは、議案第47号、三郷町公共下水道施設を本町住民の利用
部長 に供することについてご説明を申し上げます。

まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道 恐れいります。お手元資料の3枚目に添付いたしております付近見
部長 取り図をご覧くださいませでしょうか。行政区域界の周辺の地形的な条件によりまして、三郷町公共下水道施設を本町住民が使用することから、地方自治法第244条の3第2項の規定により、三郷町と施設の利用及び維持管理に関して協議を行い、同法同条第3項の規定により議決をいただき、行政区域界に設置された、それぞれの公共下水道

施設を相互に有効に利用することにより、無駄なくスムーズな整備拡大をし、公共下水道への接続促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、議案第47号、三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜わり、何卒、原案どおりご承認いただけますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第47号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査であります(1)都市基盤整備事業に関することについて審査することといたします。

初めに、①公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 部長 それでは、公共下水道に関することについて、ご報告をさせていただきます。

まず、工事の進捗状況でございますが、前回、事前委員会におきましてご報告させていただきました状況から特段、大きく変化はしてお

りません。ただ現在稼働いたしております現場につきましては、安全に留意し、予定どおり工事が完成できるよう努めているところでございます。

次に、平成20年8月31日現在の接続に関する状況をご説明させていただきます。恐れいたします、お手元の資料-1をごらんいただけますでしょうか。まず、申請受付件数が1,600件、検査完了件数が1,573件、融資あっせん利用総数が27件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が17件でございます。

今後も、更に公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上、継続審査におけます都市基盤整備に関することの公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんでしょうか。 宮崎委員。

宮崎委員 一つだけちょっと聞きたいんですけど。今の46号でちょっと議題になったんですけど、今の鹿島のやつ繋いだらどれぐらいあと西の山とか、あの辺の公共下水道繋げるように、いつ頃なる予定ですやろ。

上下水道 現段階、龍田西エリアにつきましては、平成21年の3月供用開始
部長 できるように進めてまいりたいと、そう考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備
課長 それでは、都市計画道路の整備促進に関することについてご報告を申し上げます。

まずはじめに、いかるがパークウェイでございます。前回委員会の後、現場の方では発掘調査が引続いて実施をされている状況でございます。その他、前回委員会でご報告を申し上げておりました岩瀬橋から三室交差点間への接続に必要な道路構造、交差点の計画についてでございます。所轄の西和警察署との協議を行いました。その後、西和警察署からは県警本部の規制課へ相談をいただいております。現在、県警の方でもご検討をいただいているという状況でございます。今後も警察と共に協議を進めながら、これまでいただいております住民の皆様方からのご意見等も反映できるように、また今後皆さんともご相談を申し上げるための計画案の取りまとめということで、努力を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に都市計画道路法隆寺線についてでございます。先ほど町長の冒頭のご挨拶にもございましたように。現在行っております整備工事につきましても、順調に進んでおりました。進捗率が約20%という状況になってございます。3月の工期に向けまして、安全に工事を進めるように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、法隆寺線に関する状況でございます。

以上が、都市計画道路の整備促進に関することについての報告でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 今、理事者側の方から報告がありましたように、前回の委員会から特に進展はないということですが、委員さんの方で何かございましたらお受けいたします。浦野委員。

浦野委員 パークウェイの岩瀬橋の橋桁が河川の真ん中に設けられたんですけども、今度の増水時にその橋桁のためになんか不都合が出たとか、調査はされてますか。

都市整備
課長 今年度工事が施工された後、特に問題となるような事象はございません。またこの橋脚につきましては、当然将来的に河川断面も考慮されて、安全を確保できるように設計をされておりますので、特に問題はないというふうに思っております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備
課参事 それでは、 J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することの報告をさせていただきます。はじめに 1 号線でございますが、 9 月 3 0 日に入札の予定をいたしておりますので、その工事概要について説明をさせていただきます。

まず、当該路線の整備目的でございますが、当該路線は、西方面から駅南口への主要なアクセス道路となっておりますが、現道は 4 m 足らずの道路幅員で、歩車分離がなされておらず狭隘で未整備となっております。このため、歩行者、自転車の安全な通行を確保するための自歩道の整備を図るとともに、一般車両が円滑に離合できる幅員を確保した道路整備を行うことといたしております。

それでは、お手元に配布させて頂いております資料－ 2 によりまして、工事概要の説明をさせていただきます。資料－ 2 の計画平面図をご覧いただけますでしょうか。

まず、施工範囲でございますが、平面図に着色しております部分で、南口広場から県道大和高田斑鳩線の高架下附近までで、施工延長が 2 1 5 m であります。右下に凡例に示しております通り、赤色で着色し

ている部分は車道で、黄色部分は歩道、緑色が植栽を示しております。

基本的な主な道路構成といたしましては、図面下に挙げております標準断面図①を挙げさせていただいております。標準断面①の方につきましては、車道の幅員が3 m、路肩を0.5 mを確保いたしまして2車線といたしております。歩道につきましては、北側で3.5 m、南側で2.5 mといたしております。又、標準断面図②に示しております県道高架下部分でございますが、JR用地や一部民地の用地協力が得られましたことから、橋脚を挟む形で交互通行といたしております。なお、平面図の右下で茶色で着色しております部分でございますが、交番所の移転が平成22年度で計画されておりますことから、この区間の整備につきましては、移転後の整備と考えております。

次に植栽でございますが、図面で示しておりますとおり、駐輪場跡地での残地利用いたしまして、駅舎に近い部分でもありますことから、緑地帯による修景を整え、歩行者空間を広く設けまして、ゆとりある歩行者動線を確保することといたしております。植栽には芝生、また大阪方面ホームとの境にはアラカシによる生垣を考えております。また、生垣等で植樹する形で緑化を図ってまいりたいと思っております。

最後になりますが、平面図中央部分で歩道の北側になりますけども、灰色で着色しております部分でございますが、駅舎改築当時からJRの管理用駐車場の確保について、南口広場で確保するとの申し出もございました。町の将来の駅前広場の計画をふまえて、協議を重ねてきた結果、当該位置において確保することでとりまとまりました。現在地で駐車場を確保することといたしております。

以上、簡単でございますが、1号線の概要の説明とさせていただきます。その他、2号線、5号線につきましては、前回8月19日の委員会以後、主だった進捗はございませんので、特に報告させていただく内容はございませんので、よろしくお願いたします。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

浦野委員。

浦野委員 1号線の整備工事の図面を見ているんですけども、今おっしゃっていただいたもう一度確認一つ、交番が平成22年の移転の予定やと、その後交番の北側の茶色の部分が歩道になるということによろしいですか。

都市整備
課参事 はい。そういった計画で進めております。

浦野委員 歩道を東西に連続しているかどうかをちょっと見ているんですが、この大和高田斑鳩線のガード下から西の方に向けては、この計画道路1号線の北側の歩道が途中で止まってしまってるんですけども、それと車道の南側は大和高田斑鳩線のちょい東側で終わってしまってるんですけども、これ西への連続はどう考えといたらいいんですか。

都市整備
課参事 西側の歩道の末端でございますけども、現状道路、6メートル近くの町道がございます、まあこれに擦り付けていくような形になると思うんですが、現在この先線につきましてはJR用地でございます、その辺の協議は今現在のところいたしておりません。また、その現道の町道の拡幅についても、現在考えておらないところでございまして、一応この県道の橋脚下が一番この道路の中で狭隘な部分であるということから、二車に分離させていただいて、北と南と車線を分けさせていただいて、交通の動線を確保したいというふうに思っておりますのでご理解願いたいただきたいと思えます。

委員長 他にございませんでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 確かこの路線の中に小さいビルがあったような気がするんですけど、あれはどういう形で処理したんですか。

都市整備 今、委員がおっしゃっておられますビルの関係については、平成1
課参事 8年度に用地買収、あるいは建物移転補償を済ましております。

委員長 他にございませんでしょうか。 中川議長。

議 長 これ車道の北側は町所有地、一部JRの所有地もあるんかどうかわ
からへんねけども、車道の南側で今は民地ですかね、歩道部分。

都市整備 南側の歩道敷地の、計画の歩道敷地でございますけど、この用地に
課参事 つきましては現道の道路にあたる部分でございます。ただ茶色部分で
着色している部分は、これ将来の計画なんですけども、これが民地部
分と交番用地、斑鳩町の用地という形になっております。

議 長 車道の北側の灰色の部分、管理用の駐車場をここに設置したって説
明聞きました。これ南北に一番西端で何メートル、東端で何メートル
ありまんねやろ。南北のメートル数、駐車場。こんなん駐車場なりま
んのかこれ。

都市整備 先ほども説明させていただきましたとおり、JRの駅の管理、保安
課参事 の管理いう形で駐車場設けることとなっております、この奥地につ
いて、この色を塗っている部分については東西1台ずつ、2台を確保
しております。ただJR側の敷地はまだ北側でございますので、その
辺の改良については、JRが対応していくようなことになると思いま
す。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっております。

次に、各課報告事項についてを議題といたします。

はじめに、(1)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは、平成20年度一般会計補正予算(第4号)について説明させていただきます。

議案書の予算に関する説明書の12ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。第7款土木費第4項都市計画費第1目都市計画総務費でございます。450万円の増額補正をさせていただくものでございます。この内容といたしましては、奈良県の都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域の区域区分の見直しにかかる線引き見直し素案策定業務を委託するものでございます。

以上で平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので質疑、ご意見があればお受けいたします。西谷委員。

西谷委員 あの、線引きの資料でこのまえ若干説明を聞いて質問した時に、今の斑鳩町の白地図が平成12年、8年前の地図やったということのなかで、実際に線引き言うたら、当然その区域区域で人口密度とか土地利用とかっていうことを現状を落としていって、そこからそういう現状を把握した上で、作業にかかるっていうことになると思うんですが、実際にその平成12年の資料をベースにしても意味ないし、新たにそしたら線引きをするための資料として、新たにそういう今の現状をですよ、斑鳩町の現状、家が建ってる状況、あるいはマンションが建ってる状況なんかを地図に落として現状の地図を新たに作ったうえで、今のこの調査をされるということなんですかね。その辺のところもう

少し詳しく教えてください。

都市整備
課長

今、ご指摘いただいておりますように、最新の情報をもって都市計画をする。これが一番最良な方法だと思います。現在ご指摘いただいておりますように数年前の状況でございますが、今回の線引きの見直しの作業におきましては、必要な変更等対象区域につきましては具体的に大きな建物であったりですね、そういったことはある程度把握できます。細部に渡ってですね、すべて調査をしてそれから作業に入ると、これが一番いいわけですが、当然時間的な問題もございますし、この細かい部分ですね、大きく都市計画に影響するかどうかといったところもございます。その辺は十分に勘案しながら計画の方は策定をしてきたいと、見直しの策定もしていきたいというふうに考えております。

西谷委員

そしたら突っ込んだ話しになるんですけども。具体的に線引きの中で、奈良県全体の中ではまだまだ市街化区域の面積が大きすぎるっていうものがあって、逆線引き、市街化区域やっただも調整区域に戻してほしいとか、そういう関係が当然出てくると思うんですが、斑鳩町の方で例えば逆線、今の段階です、逆線引きとかそういうことを要請されているところはありますか。

都市整備
課長

すいません。委員おっしゃっていただいております要請というのはどちらからでございますでしょうか。

西谷委員

県の方で実際にやる中では、基本的には県全体としては今の人口の中で市街化区域の中ではまだまだ空閑地があって、市街化区域を要はこれ以上は当然増やせへんのは増やせへんねんけども、もっと縮小すべきやっという基本的な考え方があると思うんですね。その中で当然町村であってもずーっと何年間か線引きの間でいつまでたっても、例えば農業用地として市街化区域の中で残っている部分については逆線

をして、あるいは逆線がでけへんのやったらちゃんとした区画整理と
かっていう形で土地利用せえっていうそういう指摘がある以前の当然
線引きの時には県から指摘を受けてたと思うんですよ。その辺の対処
をどないされてるかっていうことです。

都市整備
課長 この件につきましては、委員おっしゃっていただいていますように今
回の考え方につきましては、委員ご指摘のとおり市街化区域を拡大し
ないということでございます。従いまして、いわゆる市街化区域内の
未利用地、空閑地でございますが、県から実際にはですね2ヘクター
ル以上の大規模空閑地につきましては、まず優先的に市街化区域から
調整区域への編入を考えなさい、いうふうなご指摘、それとあと全体
的にですね可能な部分で市街化区域から調整区域へ変更できる部分に
ついては変更を考えてほしいといったことは、県の方からは指示は受
けてございます。

西谷委員 今の斑鳩町の市街化区域の中で、県が今言うてる2ヘクタール以上
の空閑地っていうのは、対象となるような地域は何箇所かあるんです
かってことをお尋ねしたいんですが。

都市整備
課長 今、現在県から具体的には1箇所、興留4丁目でございますが、1
箇所指摘をされております。

委員長 他にございませんでしょうか。 中川議長。

議 長 その逆でね、調整区域にあって住宅の中にぽつんと例えば調整区域
一部入っててね、地権者の方が、家、わしの家建てたいんやと、そや
けど調整やから建たへんらしいわと、そういう地権者、個人的にです
よ、そういう思いの人ってたくさんおられると思うんですよ。そうい
う人の意見っていうのはこれ反映できまんねやろか。

都市整備課長 たしかにおっしゃっていただいておりますように、調整区域、土地の所有者、調整区域もかなりの部分がございますのでおいでになると思います。個々のですね、土地利用の思いとしてご要望をいただくことももちろんあるわけなんですけども、ただある一定の区域ですね、でないとう当然市街化区域の編入もできません。また個別のですね、宅地開発ということでは、市街化区域に編入はできません。今現在であればですね、基本的には少なくとも、土地区画整理であったりですね、住宅化をとということであればですね、そういった面的な整備、あるいはまちづくりという担保がこれもう最低限必要と、こういうことがございます。

議長 そのまちづくりで、極端な話、何軒ぐらい建つ住宅ができたらまちづくりですの。

都市整備課長 これにつきましては、何人とか何軒とかいった縛りはもちろんございません。斑鳩町のマスタープラン、計画ですね、これに則した形である一定のですね、ある一定というのは何平米以上とか何ヘクタール以上という決まりはもちろんございませんですけども、一定の区域が区画整理であったり、いろんな面的整備の条件が整うということが最低条件というところでございます。

議長 その23年に県の見直しされるまでにね、個人的にやっぱりそういう要望というのは町へ出したほうがよろしいんでっか。そういう思いの人は。

都市整備課長 今回の線引きにつきましても、もちろん住民の皆様方は土地利用に関していろんな思いをお持ちやと思います。線引きがですね、先日の委員会でご報告申し上げましたように、スケジュールがかなり詰まった状態で、今、県の方から指示をされておまして、この9月ですね、お知らせ版、広報のお知らせ版におきまして、この線引き見直し作業

に入りますということをお知らせをまずさせていただきます。その中でご意見等がございましたら都市整備課の方へおっしゃっていただきたいといったことを広報させていただきます。ただ、もちろんご要望として承ることは差し障りございませんが、実際のところ具体的にですね個々の案件についてですね、市街化への編入をしていくというのは非常に難しい状況であろうかという風に思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 他に質疑、ご意見がないようですので、次に、(2)平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、理事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道 議案第43号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の2ページをお願いいたします。第1表、継続費補正でございます。第1款、公共下水道費、第2項、下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業(龍田西污水幹線)でございます。

まず、補正前の総額5億円を補正後、総額5億1,000万円に、また、年割額につきまして平成20年度、補正前1億5,000万円を補正後、1億6,000万円にそれぞれ予算補正をお願いするものでございます。内容につきましては、先ほど議案第46号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更についてで説明させていただきましたとおりでございますが、龍田西污水幹線の変更契約の締結により、継続費の予算補正をお願いするものでございます。

以上、9月議会定例会に上程いたしております、議案第43号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議いただけますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので質疑、ご意見があればお受けいたします。
ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、他に、理事者の方から報告しておくことはありませんでしょうか。 小城町長。

町 長 決算委員会でもお話がありましたように、JR法隆寺駅も平成19年の3月に完成をいたしましてから、来年でもう2年になるんですけども、自由通路の関係等について皆さん方から聞くところによると、やっぱりどこの駅でも何か販売をされているような関係もございますからということで、できれば21年の4月からでも商工観光の関係で協議をいっぺんさしてですね、まあどういもの方がいいのか、そういうものの関係、どういう点が売れるのか、あるいはそういうものの関係等について整理をしながら21年の4月からそういう方向に向けて担当等と取組んでまいりたいということをお願いしたいと思います。

委員長 今、町長の方から自由通路についてのこれからの利用ということでお話ございましたけども、これにつきまして何か委員さん方がご意見ありましたらお受けいたします。 中川議長。

議 長 それだけのスペース取れまんねやろか。どれぐらいの規模、大きさの平米数思っはんのかわかりまへんけど。そこまで具体的な考えてはらへんのかわかれへんけど。取れるっていうことで進めてはりまんねんやろな、スペース。今、町長言うてくれはった土産、斑鳩町の土産ちゅうんかお土産を販売しようやないかいうことで進めるいうことでっしゃろ。その平米数、大きさとれまんねやろか、自由通路の中で。

副町長　　今も町長おっしゃってましたように、あちこちの駅でそういうようなもんが販売されてます。そういうことから見ますと、そう大してスペースは取らないだろうという状況でございますから、通勤客か、また駅利用される方たちの大きな支障はきたさないというように、私は考えを持っています。

委員長　　まあ、これから検討いろいろしていただいて、また他の地域のことを研究していただいて、またよろしく願います。
他にございませんでしょうか、これにつきまして。

(な し)

委員長　　ないようですので、以上、これら各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。
次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたならば、お受けいたします。　宮崎委員。

宮崎委員　　ちょっと1つだけ、2点だけちょっとお聞きしたいんですけど。先日の西谷議員の好きやねん斑鳩第7号ですかね、あれに記載されていた内容なんですけどね。埼玉県では認定業者制度は特定の業者に便宜をはかるのは好ましくないとの理由で廃止します、と書いておられたんですけど、この事実と町の考え方をまず1点お聞きしたいのと、またこのJRの法隆寺駅の南広場のモニュメントですかね、時計台の設置費用が2,600万と書かれておりましたが、6月の委員会でちょっと西谷委員の質問に対して町からの説明で2,700万ということと、その中には広告塔や道路整備費も含まれておると。時計については、モニュメントについては1,600万という説明を受けたと思うんですけど、その辺の費用の確認と、2点ちょっとお聞きしたいと思えますのでよろしく願います。

上下水道
部長

まず、1点目でございます。排水設備指定工事店のことだと思えます。我々もチラシを拝見いたしまして、重要な案件でございましたことから状況を把握するためにも、埼玉県及び日本下水道協会埼玉県支部、支部長であります埼玉市、そして日本下水道協会本部に確認をいたしました。結果、埼玉県の公共下水道事業を実施している公共団体におきまして、認定工事制度と申しますか、指定工事店制度、そういったことに関しまして、廃止された自治体はないということで解答をいただいております。すべての解答の中でやはり申されておりましたのは、指定工事店制度につきましては、特定の業者に便宜をはかるというような制度ではなく、住民の皆様が安心して公共下水道に係る排水設備の工事を依頼していただくというための目安となるもので、トラブル等発生した場合には関係自治体、団体が行政側ですね、指導監督ができる体制であることとございました。これはだいぶ前ですね、前にもご説明させていただきましたが、全国的に約160団体採用している制度、こういう下水道実施団体の99パーセント採用しているということで説明させていただきましたとおりでございます。

委員長

今西都市整備課参事。

都市整備
課参事

2点目の工事の費用の関係でございますが、このことにつきまして、6月11日の当委員会において西谷委員の質問に対しまして答えさせていただいた内容について、再度報告させていただきます。

まずモニュメント、広告塔、1号線の取り合い工事を合わせまして、施工いたしました全体額が約2,700万、その内訳でございますが、モニュメント本体は約1,600万円でございます。そして広告塔が約390万円、それと1号線の取り合い工事として約750万円でございます。

委員長 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 一つ申し遅れましたけども、先ほど町長さんがおっしゃられましたように自由通路で物品販売、斑鳩町の物品販売、これ私は賛成いたします。デザインの的に大変さっぱりとして寂しい、寂しいと言っていいくらいのすっきりとした駅なもんですから、ちょっとあったか味を持たせるという意味で、物品の販売についてはそれを緩和するという意味でも大変いいことであろうと思います。物品については一つ、場所も狭いことですから、精査してあまり大きな物じゃなくてですね、お客様に、お客様といっても観光客が一番多いだろうと思いますけれども、喜ばれるような物をひとつ選んでいただきたいと思います。以上です。

委員長 他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 他になければ、継続審査についてお諮りしたいと思います。お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

(午前 9時59分 閉会)